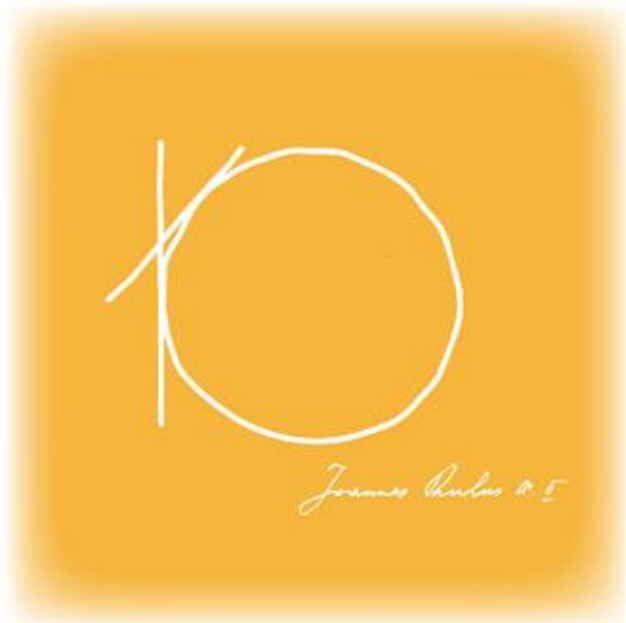


# 障害者差別と合理的配慮



抜粋版

日本カトリック障害者連絡協議会

2023.8.26

# 目次（抜粋版）

- ①カ障連横浜大会で発表したアンケートを再確認 P3～
- ②障害のある人にとって社会的障壁とは P8～
- ③障害者差別解消法とは P9～
- ④不当な差別的取扱いとは P12～
- ⑤合理的配慮とは P14～
- ⑥障害者とはどのような人々なのでしょうか？ P18～
- ⑦災害避難行動要支援者対応（インクルーシブ防災） P37～
- ⑧カトリック教会で障害者合理的配慮改善に取り組む手順案 P42～
- ⑨障害者を取り巻く法律 P45～

## はじめに現状分析が大切

2018年10月

力障連横浜大会で発表したアンケートを再確認

(テーマ) 教会での合理的配慮実態

このアンケート結果は

私たち小教区の姿を如実に表しており  
課題の一つ一つに、私たちがどう関わり  
改善の為に考えて行くべき内容を示す  
貴重なデータとなっている

以下に要約を示す (詳細はホームページに掲載)

全国の教会 953ヶ所にアンケートをお願いして、321ヶ所から回答をいただく。  
回答をいただいた321教会の信徒数は18万人、日本の信徒が44万人とすると  
回答対象になった信徒は、4割になると思われます。

上記321教会の回答で、障害のある方として把握出来たのは約2千人です。

これは回答教会18万人の割合として1.1%です。

世界の障害者率は10%（社会モデル）

日本の障害者率5.6%（医療モデル）

単純に比較出来ませんが、関心度、理解度、  
障害のある方の把握、障害の定義など  
わかりづらい問題もあるようです。

次ページの合理的配慮が出来ていない項目では、  
情報保障（点訳・音訳・手話など）の出来ていない確率が高いことと  
車椅子や移動手段の難しい方の対応が問題になっています。

①教会（321ヶ所）に障害のある信徒はいますか？ います 78% いません 19%

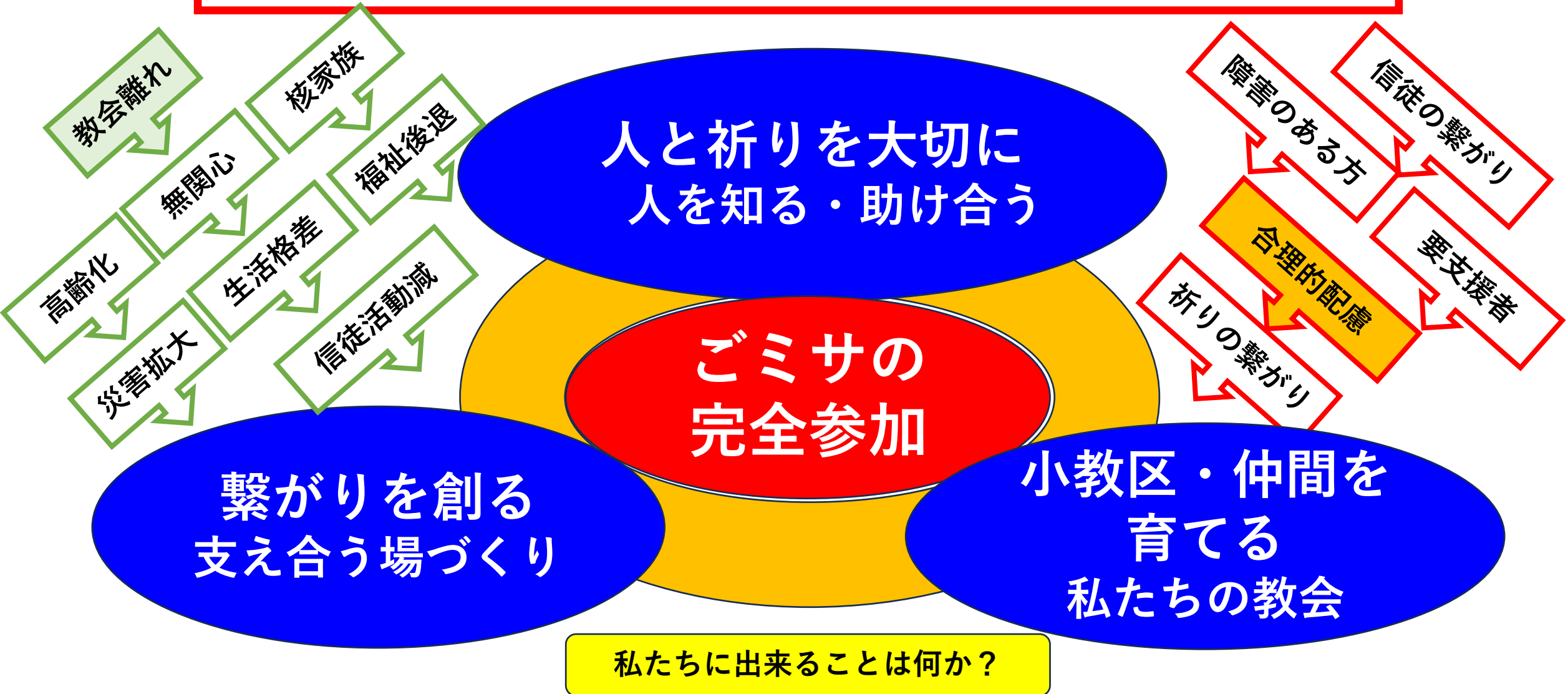
②把握した障害のある方の数は全国で、約2,000名の把握から  
車椅子17%、精神16%、肢体不自由16%、聴覚13%、知的9%、発達8%、  
視覚8%、難病5%など

③教会（321ヶ所）ごとの障害者数  
1から5名が48%、6から10名が25%、誰もいないが22%

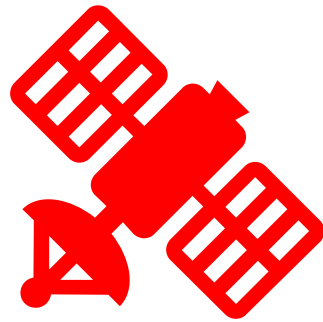
④教会（321ヶ所）ごとの障害のある方への物理的配慮で出来ていないこと  
エレベーター76%、送迎体制64%、車椅子常備63%、車椅子用スロープ54%、  
身障者用トイレ34%など、階段など手すり22%

⑤教会（321ヶ所）ごとの障害のある方への情報保障配慮で出来ていないこと  
お知らせ点字版93%、聖歌の点訳音訳91%、典礼・機関誌音訳91%、  
要約筆記89%、聖書と典礼点字版84%、手話通訳75%、声かけ対応20%

# 誰ひとり取り残さない インクルーシブ教会



# 私たちは！



仲間を支え合える人

仲間と集える人

仲間を増やせる人

適切な気づきの出来る人

動くタイミングに動くスイッチを入れられる人

ボランティアをボランティアする人

(技量スキルに関係なく前向きな人)



# 障害のある人にとって社会的障壁とは

障害のある人が感じる生活のしづらさは  
その人の身体や心の機能に障害があるから  
という問題のみが理由ではない

社会には、障害のない人を基準に作られている事物が多くある  
その為に、障害のない人にとっては障壁と感じないものが  
障害のある人にとっては生活のしづらさを感じる障壁となる

社会が作り出す様々な障壁を社会的障壁という  
教会内にも教會的障壁がたくさんある  
皆さんが安心して教会に来れる為にも  
社会的障壁の再点検が必要となる



# 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、心身の障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず、お互いに認め合って共に生きる社会をつくることを目指して2016年4月1日に施行された。

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を『不当な差別的取扱い』と『合理的配慮を提供しない』ということに区別しており、不当な差別的取扱い禁止と合理的配慮の提供を必要としている。

**障害そのものをよく知らないことが差別を生む要因でもある。本来は法律云々より理解することが先である。**

**障害者手帳を持つ人だけが本法律の対象ではない**

## 障害者差別解消法の目的は、

障害を理由とした差別の解消を推進し、  
障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現である。

### 障害者権利条約のインクルージョンの原則

(障害のある人を地域社会から排除、制限、隔離するのではなく包摂する)

更に障害に基づく区別や排除、制限を差別とする規定が反映されている。

単に差別をなくしていくことだけでなく、それによって障害の有無によって分け隔てられない社会を実現するということもあり、

禁止される差別、必要とされる合理的配慮はインクルーシブ社会実現に沿ったものということになる。

# 障害者差別解消法適用範囲

障害者の生活をカバーする幅広い分野が対象となるため、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者・交通機関・学校・病院・ホテル・宗教団体などが含まれる。

『**不当な差別の取扱いの禁止**』については行政機関・民間事業者（企業・NPO・個人事業者）には法的義務があり守らなければならない

行政機関や民間事業者で不当な差別的取扱いをすることは禁止されている。

『**合理的配慮の提供**』については行政機関である国や自治体では法的に義務化され、民間事業者は努力義務とされていた。

## 但し合理的配慮も

**2021年5月に障害者差別解消法の改正が成立し、2021年6月から3年以内に民間事業者も合理的配慮が法的義務となった。**

**（2024年4月1日から義務化）**

# 不当な差別的取扱いとは、

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などの制限をすること、障害のない人にはつけない条件をつけるなど

## 具体例

- 障害を理由に、入店拒否、窓口での対応を拒んだり順序を後回しにしたりする
- 障害を理由に、資料やパンフレットなどの提供、説明会などへの出席を拒む
- 筆談や手話対応が出来ないを理由に話し合いもせず参加を断る
- 障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付れたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする
- 盲導犬の入店を断る
- 本人を無視して介助者だけに話しかける
- 合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外したり評価に差をつけたりする

**障害者差別には、直接差別・間接差別・関連差別**がある。

例えば、イベントなどがあっても、

**直接差別**は障害者には来てくれるかと拒絶すること。

**間接差別**は障害者が来ても何も配慮しないこと。

**関連差別**は合理的配慮などもまったく考慮しないということ。

**それら三つの背景には、**

- ①**物理的なバリア**（駅など公共機関、道路、建物など移動や動作の支障）
- ②**制度的バリア**（社会のルール、制度、条件が整っていない、認知されていない）
- ③**文化情報面バリア**（必要な情報が音声や文字のみに限定されている）
- ④**意識上バリア**（無関心や過剰な配慮、単純な同情・偏見・差別など）

**以上の4つのバリアがある**

**障害者の差別禁止・権利保障を妨げる大きな要素となっている。**

# 合理的配慮とは

合理的配慮は、社会に生きる障害者にとって困りごとを解消するために  
行なう配慮として2016年4月に施行された『障害者差別解消法』の中で  
明記されている。

特定の場面で、障害者が障害のない人と同じように活動することが出来る  
ように、物理的環境や時間・場所の変更、調整、あるいは人的支援など、  
機会の平等を確保する為のもの。

## 合理的配慮の基本姿勢

- ①障害の特性は人によって違うため、必要な配慮も多様、障害当事者との  
話し合いをしっかりと行ないニーズを正しく認識する。
- ②対応が出来る範囲を明確にする。障害当事者の要望が物理的、体制的、  
費用面など対応の範囲を当面超える時は、障害当事者に理由をしっかりと説明  
して理解を得るとともに、実現可能な代替案を柔軟に進める。

# 障害のモデル論（合理的配慮の考え方の基は障害の社会モデル）

例えば、階段を上がることが困難な車椅子の方が街にでた場合、足を動かすことが困難なことを障害と考えるのか、階段にスロープ等がない社会環境が障害となっていると考えるのかの違いがある。

	個人モデル（医学モデル）	社会モデル
とらえ方の違い	個人の心や身体機能の欠陥が障害と判断	生き辛い社会不備が障害であり社会の側が障害をなくす必要
障害への評価	あってはならないもの 克服すべきもの	多様な個人の属性
障害への対策	個人が治療やリハビリによって社会に適應することが必要	差別禁止、 社会的インクルージョン
障害問題とは	福祉問題	人権問題

# 合理的配慮の具体例

- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する
- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す
- 車いす利用者がドアを利用する際の開け閉め
- 高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う
- 車いすの常備
- 筆談、読み上げ、手話、要約筆記、P C テイク、字幕、点訳、音声ガイド等
- ふりがななど分かりやすい表現を使って表記するなどの意思疎通の配慮
- 磁気ループ設置などによる聴覚障害者へのフォロー
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う
- 障害のある人の障害特性に応じて座席を決める
- 障害のある人から代筆を依頼された場合に代筆に問題がない書類であれば対応する
- 意思を伝えるために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



# 合理的配慮に必要な「自己権利擁護」とは何ですか？

「自己権利擁護」は、セルフアドボカシーの訳語で、障害のある方がまわりの人に必要なサポートを説明し、理解してもらうことです。

また「合理的配慮」を要求するときは、事業主などに「自己権利擁護」に当たる自分の苦手な項目や配慮を求めたい論拠を書面などで提出することが必要です。

逆に言うと、障害のある方は、自分から行動を起こさない限り、配慮を得られない可能性があります。

このため障害を隠すということを良しとする社会風潮のままでは、配慮を得づらくなりますし、また自分が障害を認めず我慢をしたりする行為も自ら首を絞めることに繋がります。

また、発達障害など見えない障害のある人は、自分の苦手なところを把握しづらく「合理的配慮」を要求する上で壁になります。

自尊心を失わないようにしながらもご自身の特性を周囲に伝えて、学びやすい、働きやすい配慮を勝ち得ていくための「自己権利擁護」への意識の高まりが、「合理的配慮」の概念を健全に活用し、よりよい社会を作る上でカギになってくると言えるでしょう。

障害者の社会モデルの採用や差別解消法の対象となる

## 「障害者」とはどのような人々なののでしょうか？

障害者基本法の定義と同じで障害者手帳を所持しているものだけでなく、手帳がなくとも難病に起因する機能上の障害をもつ人や発達障害のある人なども含まれる。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、その他心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象。

障害者には高齢者の心身力低下による視覚・聴覚・言語・肢体・精神的などの不自由さも考慮されるべきで、人は誰でも障害のある身になるということだ。

更に防災弱者などに数えられる、子どもたち・妊婦・外国人なども対象として考えて行くべきだ。

# 障害を具体的に把握しないと支援が出来ず差別もおこる

## どのような方にどのような多様性や制限があるかを理解しよう

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー
視覚情報の取得・伝達	大きな制限がある	見えない（全盲）
		著しく見づらい 低視覚・視力障害・視野障害・光度障害
		（状況）暗闇環境にいる
	一部に制限がある	見づらい（低視覚）・弱視
		色の区別に困難を感じる（色覚多様性）
		高齢者
		視覚からの刺激が苦手 （感覚過敏・精神障害）
		精神障害・発達障害のある人 （状況）薄暗い環境下にいる

# 視覚障害

## 障害の状況

■視覚障害は5つの等級に分けられている。  
視覚障害者の見え方は一人一人の症状  
や進行具合によって様々。

まったく目が見えない人もいれば、  
視力はあるが視野が狭い人もいる。

視覚障害者だからといって全員が  
まったく見えないわけではない。

## コミュニケーション・配慮

- ・ ハード面  
駅や店頭では視覚障害者誘導用  
ブロック設置や段差解消  
視覚障害者であっても点字を読める  
方ばかりではない、音声による案内  
色、形、文字の大きさ、表示の高さ  
など弱視者に対する配慮も必要。
- ・ ソフト面  
歩行の妨げになる誘導用ブロック  
などの上をふさがない  
音声読み上げソフトに対応したホ  
ームページを作成する。  
音声、点字版、拡大版などの工夫  
困っている方への声かけ、希望が  
あれば同伴介助する。

# どのような方にどのような多様性や制限があるかを理解しよう

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー
聴覚情報の取得・伝達	大きな制限がある	先天的に聞こえない（ろう者）
		後天的に聞こえない（中途失聴者）
		著しく聞こえづらい（高度難聴・重度難聴／伝音性・感音性・混合性）
	一部に制限がある	精神障害・発達障害のある人
		聞こえづらい（程度難聴・中度難聴9）
		高齢者
		聞いた情報の理解に制限がある（失語症）
		話すことに制限がある（構音障害）
		聴覚からの刺激が苦手（感覚過敏・精神障害）

# 聴覚言語障害

## 障害の状況

- 聴くこと、話すことに障害がある
- 全く耳が聞こえない方のことをろう者、聴力が少しでも残っている方のことを難聴者という
- 難聴には伝音性（聞こえづらい）と感音性（聞き取りづらい）があり、人によって聞こえ方は大きく異なる
- 言語障害の原因は、脳に障害がある場合と、発声機能に障害がある場合がある

## コミュニケーション・配慮

- ・ 手話⇒手の動きや表情で伝える聴覚障害者の言語
- ・ ジェスチャ⇒身振り手振りで、言いたいことを伝える
- ・ 口語⇒口の動きで、言いたいことを伝える
- ・ 筆談⇒互いに紙などに書いて、言いたいことを伝える
- ・ 空書⇒人差し指で空中に文字を書く

# どのような方にどのような多様性や制限があるかを理解しよう

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー
視覚・聴覚双方の情報取得伝達		盲ろう・高齢者

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー	
言語情報の理解	大きな制限がある	訪日外国人・在日外国人	
	一部に制限がある	文字を読むこと理解することが苦手	
		先天的に一部言葉の理解が苦手 (学習障害・発達障害)	
		後天的に一部言葉の理解が苦手 (失語症)	
		手話を中心にコミュニケーションをする人 (ろう者)	
		日本語の習得が十分でない (児童・知的障害)	
		専門用語や難しい言葉知らない人	

# どのような方にどのような多様性や制限があるかを理解しよう

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー
身体移動	大きな制限がある	1名以上の介助が必要な車いすの方
		電動車いすの方
	一部に制限がある	電動車いすの方（簡易式）
		自走式車いすの方
		ベビーカーの方
		大型の荷物の運搬者
		杖利用者（下肢の怪我や機能制限）
		心臓機能・呼吸器・腎臓の内部障害
		高齢者
		妊婦
ペット同伴者		



# どのような方にどのような多様性や制限があるかを理解しよう

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー
その他動作や身体の状態	手の動作に制限	上肢の一部が欠損した人
		上肢の怪我や機能制限（電動車いすを含む）
		荷物で手が塞がっている人
	その他の多様性	消化器の内部障害
		体格が大きい人
		背が低い人

# 肢体障害 1

## 障害の状況

### ■半身まひ

### ■全身性まひ

脳性まひ、脊髄損傷、頸椎損傷  
筋ジストロフィーなど

### ■関節リウマチ

## コミュニケーション・配慮

- ・歩道に自転車を置いたり、店内通路に物を置かない。困っている様子を見たら声をかけ本人の意志を確認して援助する。
- ・半身まひを含めて対応するが、介助者は本人の依頼を受け、意志をしっかりと確認したうえで対応する。
- ・車椅子使用者に話しかける時は少し腰をかがめて同じ目線で語るようにする。
- ・身体中の様々な関節に痛みや変形があるため痛みを耐えながら生活をしていることを理解する。
- ・半身、全身まひの方と同じように個々の対応をはかる。気づけば声をかけ手助けする。

# 肢体障害 2

## 障害の状況

## コミュニケーション・配慮

- ・ エレベータの設置
- ・ エレベーターなど案内表示の明確化
- ・ エスカレーターしかない施設は危険
- ・ 段差や隙間の改良
  
- ・ 手開きドアを自動ドアに変える
- ・ 段差をスロープに変える
- ・ 広め多めの休憩場所の設置
  
- ・ バリアフリーストイレや車椅子用駐車スペースの増設
- ・ 備品設置の配慮

# 内部障害

## 障害の状況

- 心臓機能障害
- 腎臓機能障害
- 肺機能障害
- 腸・膀胱障害
- 肝機能障害
- 人免疫不全ウイルス（HIV）による障害

## コミュニケーション・配慮

- ・ オストメイト用設備設置
- ・ 休憩所やベンチ適正配置
- ・ ペースメーカーに影響するスマホ対応
- ・ 人工透析通院への理解と時間配慮
- ・ タバコ煙被害の防止
- ・ 携帯用酸素ボンベ使用への理解
- ・ 消化器障害者への飲食強要の防止
- ・ HIVへの正しい理解

# 知的障害

## 障害の状況

- 社会生活への参加がしづらい
- コミュニケーション力が弱い
  
- 抽象的な概念、複雑なことは理解しにくい
- 集中力が弱い
- 自己コントロール力が弱い
  
- 状況を判断することが苦手
- 読み書き計算が苦手

## コミュニケーション・配慮

- ・ 誰にでもわかりやすい表示や案内が大切。状況により人による支援も必要。
- ・ 操作が難しい設備機器においてもわかりやすい案内表示（絵・色・音声ガイド）担当者の配置が必要。
- ・ 顔を見て丁寧に簡単な言葉でその方がどうすれば良いかをわかるように話す。文書の場合は読み上げる、簡単なメモを取って渡すなどの配慮。
- ・ 心を傷つけないように話す。
- ・ ジェスチャーや、支援ボード、写真を使ってご本人の意志をくみ取る意思疎通支援を図る。

# 重症心身障害

## 障害の状況

- 重度の肢体不自由と重度の知的障害などが重複している最も重い障害を重症心身障害という。
- 重症心身障害は医学的には大人になっても2歳程度の知能で寝たきりの人や2歳～3歳までの知能でやっと座ることが出来る方とされている。
- 自宅で介護を受けたり、専門施設に入所するなどして生活をしている方がいます。

## コミュニケーション・配慮

- ・ 声は出ますがほとんど話すことが出来ず常時介護している方でないと理解はしにくいので口の動きや目での意志疎通を図れるようにする
- ・ 通常の食事が出来ない方は、ミキサーでの液状やチューブで胃へ送り込んだり細かく刻んだ食物を準備する
- ・ おむつを使っていることが多いので同性介護が原則、自宅での入浴は介護器具を利用することもある
- ・ 呼吸が出来ない方には人工呼吸器などの対応と同時に医師の管理が必要になる。

# 精神疾患

## 障害の状況

- 精神疾患により継続的に日常生活又は社会生活又は相当な制限がある方が精神障害に当たります
- 精神疾患には、発達障害、高次脳機能障害、認知症、アルコール依存症、薬物依存症、統合失調症、躁うつ病、不安障害、強迫性障害、摂食障害、パーソナリティ障害、てんかんなど様々な疾患が含まれる。

## コミュニケーション・配慮

- ・ 治療薬ができ、適切な治療を継続することにより症状が安定し回復する病気である。
- ・ 統合失調症の場合はその特性をしっかりと配慮する
  - ・ 隠し事ができない、融通がきかない
  - ・ 目標の立て方が現実的でない
  - ・ ストレスの弱い
  - ・ 新しいこと知らないことに対する極度の不安と緊張がある
  - ・ 社会生活能力に乏しい
- ・ 脳の働きが活発になりすぎて、幻聴や妄想が現れたりすることがあるので状況によった対応が求められる

# 高次脳機能障害

## 障害の状況

- 交通事故や脳血管障害などの病気により脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害などの症状のことを言う。
- 外見ではわかりにくいため「見えな  
い障害」とも言われている。
- 脳が損傷される主な原因には
  - ① 交通事故、転倒転落、頭部への暴力
  - ② 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血
  - ③ 心肺停止、水難事故、脳への酸素不足
  - ④ 脳腫瘍や脳炎などの病気

## コミュニケーション・配慮

- ・ 記憶や注意力、遂行機能に障害が  
であることを常に配慮する
- ・ 社会的行動として、こだわりが強い、  
すぐに怒る、ほしい物を我慢でき  
ない、やる気が出ない、すぐに人  
に頼る、相手の気持ちを考えられ  
ないということもあるので、  
本人の辛さ大変さを出来るだけ聞き  
理解しあえる状態づくりに配慮を  
する
- ・ 精神疾患と共通するが当事者が自分  
の障害に気づかず、周りの人も障害  
に気づかず、両者の戸惑いや誤解  
からトラブルを引き起こさないよう  
にする



# どのような方にどのような多様性や制限があるかを理解しよう

制限や多様性の種類	分類	対象となるユーザー
特にわかりづらい対象として	性的少数者	身体と性自認の不一致（トランスジェンダー・Xジェンダー・クエスチョンニング）
		同性パートナー付帯者（レスビアン・ゲイ・バイセクシャル・パンセクシャル）
	刺激に対する耐性	その他の感覚刺激に対して苦手意識がある（感覚過敏・精神障害を由来とした嗅覚・味覚・触覚から特定物質や素材に接した際の苦手意識やアレルギー）
		食物アレルギー・動物アレルギー
		免疫機能障害
		トラウマやPTSD
	生活様式の多様性	文化や宗教の違い・ビーガン・ペット同伴

## 筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)

- 主な病態は中枢神経系の機能異常や調節障害
- 癌や心臓病、エイズのような他のいかなる極めて重症な疾患と同様に重大な病気
- 中枢神経系、自律神経系、免疫系、循環器系、消化器系、神経内分泌系、骨格筋系など多系統に及ぶ複雑な慢性疾患
- 脳と中枢神経に影響を及ぼす
- 通常、ウィルス感染後に発症
- 機能障害は全身に及ぶ

## 筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の方が 日本において置かれている現状

- 専門医による間違った情報に苦しむ
- 精神的なもの、怠けているという偏見に苦しむ（学校や会社、なかには家族からも孤立）
- 障害認定などの社会的支援を受けるのが困難
- ほとんどの患者は職を失う
- 4人に1人は重症患者で子供でも発症
- 専門医が非常に少なく診断を受けるのが困難
- 有効な治療法がない
- これらの実態が社会に知られていない

# 災害時避難行動要支援者対応

## (インクルーシブ防災の一環)

災害時避難行動に支援が必要な障害者、そして、高齢者が国民の4割に近づき、その4割が独居になり、2割が認知症になると言われている。

これから災害が起こる度に災害避難行動要支援者の犠牲が増える。

国の制度が改定されても執行する自治体が把握に追いつかない。  
更には地域の自治会・自主防災会がその対応に動かない状態もある。

私たちを取り巻く環境は深刻であり一日も早い体制整備が必要。

その為に私たちが把握しておくべき情報と対応をしっかりと考える。  
行政や福祉機関任せでは限界がある。

私たちが防災に動くことによって、社会の合理的配慮・障害者差別解消法などの課題が浮き彫りになり前進すると思う。

## ▶ 避難する際 配慮すべきこと

### 移動

- 車いすが使えない
- 移動手段がない
- エレベーターが止まる



## ▶ 避難する際 配慮すべきこと

### コミュニケーション

- 話しことばが理解できない
- 防災無線が聞こえない
- ラジオが聞こえない



## ▶ 個別計画は・・・

- 専門職と作成するプラン
- 地域と協働するプラン
- セルフプラン
- ➔ 避難行動要支援者名簿
- ➔ 安否確認

## ▶ 災害関連死

- 避難移動および避難生活からのストレス
- ライフラインの途絶、交通事情の悪化
- 医療機関、介護施設・サービスの機能低下・停止
- 地震のショック、恐怖 など

# 避難行動要支援者が災害時に会う危険（1）

## 車椅子使用者

自走移動上の障害物・段差・階段  
狭い場所や通路の移動が困難  
ドアを押したり引いたりすることが困難  
パニック時などの群衆移動での転倒  
高い位置のものが見えない・取れない  
停電などでバッテリー切れ  
停電などでエレベーターが使用出来ない

## 視覚障害者

緊急時に状況判断が遅れる（瓦礫・転倒・落下・移動）  
初めて行く場所の移動に危険が伴う  
パニック時などの群衆移動での転倒  
盲導犬への指示が伝わらないことも  
見えないことの不自由と音声情報がうまく伝わらない  
コミュニケーションがとりづらい

## 聴覚障害者

音声情報が伝わり難い（字幕・手話通訳がないなど）  
停電時は筆談・手話が使えない  
自分自身に話しかけてもらえない  
コミュニケーションがとりづらい  
案内放送やチャイムが聞こえない  
パニック時などの群衆移動での転倒

## 知的障害者

周囲の環境変化に対応困難か遅れる  
想像力が乏しくくなり危険予知がしにくい  
複雑な説明が理解しづらい  
否定・注意がわからない  
コミュニケーションがとりづらい  
集団行動がとりづらい  
不安からパニックに陥りやすい  
個別避難もあり情報が伝わりにくい

# 避難行動要支援者が災害時に出会う危険（2）

## 精神障害者

服薬治療が継続出来ない（入手困難）  
服用が出来なければ病状悪化  
転換発作などの危険増  
周囲の環境変化に対応出来ず悪化する  
プライバシー保護の難しさがある  
コミュニケーションがとりづらい  
パニックに陥りやすい

## 高齢者（要援護者）

機能低下に対する介助（視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚・運動能力・失語・生活習慣病・内部疾患・健忘・知能・パーソナリティー（性格）・認知症、など）

## 発達障害者

環境変化に弱い（行動制御が難しい）  
感覚刺激の変化（過敏・鈍感）  
見通しの立たないことに強い不安感  
コミュニケーションがとりづらい

## 外国人

日本語が読めない  
日本の災害知識がない  
防災対策と発災後の対応が難しい

## 内部障害・難病

外見からは理解を得づらい  
周囲の無理解から精神的にダメージを受ける  
体調の変化や体力低下が激しい  
医療器具や薬剤が必要な方も  
医学的に専門的な領域もある

# 避難所で集団生活が出来ない・したくないと思う理由

## 自分に当てはまることはあるか？

- ①持病など具体的健康障害がある
- ②重度要介護者が親族にいる
- ③精神疾患などの障害がある
- ④引きこもり、発達障害、自閉症者をもつ家族
- ⑤他人が気になる、HSP（音や光、臭いなど周囲の刺激に敏感なひと）
- ⑥潔癖症で集団生活に適応できない
- ⑦精神的に不安定
  
- ⑧人から見られることで嫌な思いをする
- ⑨自分のペース・リズムで生活したい
- ⑩乳児や幼児がいる、妊娠中
- ⑪生活が夜型
- ⑫犬や猫などペットを飼っている
- ⑬家畜がいる



# カトリック教会で障害者合理的配慮改善に取り組む手順案

## ■目的

- 1, 信仰共同体としての取り組みであること
- 2, 障害当事者が過ごしやすい生活環境の確保
- 3, その妨げになっている要素を調査し改善をはかる
- 4, 対象は社会的障壁であり自己の生き方改善
- 5, 幅広く理解を得る必要があるので、難しい法律より合理的配慮などを優先して考える。障害者差別解消法対応はその延長線上にある

## ■方法（各教区・小教区に至るまで）

- 1, 具体的に障害当事者が重荷となっている出来事及び課題を整理する
- 2, それらの整理された課題改善に取り組む計画を策定する
- 3, 教会共同体内の障害の特性に応じた配慮・場面ごとの配慮から整理する
- 4, 既に教会アンケートや現状把握が出来ている内容についてはそれらを活用する
- 5, それらの推進をプロジェクトを組んで取り組む
- 6, スケジュールを明確にして進捗を確認する
- 7, 多くの意見を取り入れて検討を進める。インクルーシブ防災も生活の重要要素
- 8, プロジェクトメンバーによる定期的ミーティングなどを開催する

## ■スケジュール

- 1, 20 年 月 日からスタートをし、20 年 月末をまとめ期日とする
- 2, 20 年末までに、プロジェクトメンバーを決定する  
活動計画を策定し月別担当者別進捗管理を行う

## ■注意事項

- 1, 議論ばかりでは前進しないので具体的に可視化して検討出来るようにする。
- 2, 障害当事者が観客席で応援することがないよう、障害のある仲間とともに作業を進めていく。又、重複障害になっているケースが多いので注意する  
**障害当事者の声を無視して進めない！**
- 3, 高齢者及び子どもさん、外国人、妊娠しておられる方への配慮もおこなう
- 4, **大上段に差別解消法を振りかざすのではなく、日々の生活上の合理的配慮とは何か、どう改善していけるかを一緒に考えて行く**
- 5, 障害者権利条約、合理的配慮、差別解消法など仲間の多くの資料がある。  
それらを有効に活用する。（但し、**法律の勉強をするわけではない**）。

# 教会での案内図・バリアフリーマップ作成ポイント

障害当事者による調査・確認を行なう。場所や優先度、質的課題など多様性をもって（ニーズの把握）作成する

## ①選択肢の提供

一言で車いす利用者といっても、障害の程度により、一人一人の状況は違う、行ける、行けない、入れる、入れないは利用者の意見をしっかりと聞く

## ②発信する情報の強弱・優先順位

重要な情報、優先すべき情報を大きくわかりやすく

## ③見やすいフォント・文字間行間を意識

文字が密集しないように、行間・文字間を適切にし見やすくする

## ④色の区別がつきづらい方への配慮

色覚障害の方は色の区別がつきづらい、色や柄を工夫し多様な方に配慮する

# 障害者を取り巻く法律

国連障害者権利条約は2006年12月に採択された。

障害のない人たちが当たり前に受けている権利を障害のある人たちも同じように保証する国連条約である。

日本は国内の法整備の関係があり2014年に1月に障害者権利条約を批准した。日本は締結国としては世界で141番目として遅い成立だった。

その国内法整備の成果として障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法が、2016年4月から全施行となった。

日本が障害者権利条約を批准する前に、国内法整備に時間をかけたことは障害者団体の長期にわたる努力があった。

批准を優先した他国は逆に国内法整備が遅れている現状がある。

合理的配慮は2021年5月に障害者差別解消法の改正が成立し、2021年6月から3年以内に民間事業者も合理的配慮が法的義務となった。（2024年4月1日から）

# 日本の障害者法制は目まぐるしく変化してきた

法制の基本となる **現在の障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律**。

戦後の動きは、1949年身体障害者福祉法からスタートし、1970年に身心障害者対策基本法となり、**1993年に障害者基本法として生まれ変わった**。

この間、**国連国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」が法文化**されるなど、障害者団体における改定への動きは大きな貢献だった。

**2004年には障害者基本法が大幅改定**された。

**国連での障害者権利条約の議論が開始**され、日本では多くの障害者・団体が**障害者差別禁止法（今の解消法）の実現を求めて活動した経過**がある。

2011年に障害者権利条約批准に向けた国内法整備のため再度改正され現在に至る。

しかし未だに公的支援を受けられない谷間の障害者がおられることも考えねばならない。